

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益社団法人静岡県農業振興公社から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和3年10月7日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積並びに農地の所有者等の情報

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地の所有者等の情報
静岡市駿河区国吉田 字丸段坪1802番	畑	403	所 有 者 亡 酒井 久雄 最終住所地 静岡県静岡市駿河区
静岡市駿河区池田字 大段坪2038番2	畑	677	栗原21番17号
合計		1,080	

### 2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

### 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、静岡市駿河区国吉田字丸段坪1802番については、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施予定地区のため、工事完了後に担い手へ貸し付ける。

また、静岡市駿河区池田字大段坪2038番2については、隣接する農地で営農する認定農業者に貸し付ける。

### 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
----	------	------------------

令和3年12月1日	15年1ヶ月 (終期：令和18年12月31日)	32,579円 (2,000円/10a/年)
-----------	----------------------------	---------------------------

## 5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに静岡地方法務局に補償金を供託する。

## 6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、静岡市長に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和3年10月21日

## (2) 提出先

〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市経済局農林水産部農地利用課

## (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項